

## 可搬式制御機器の運用に係る安全対策

### 第〇章 可搬式制御機器の運用に係る安全対策

#### (運用に係る遵守事項)

第〇〇条 可搬式制御機器の仕様については、次の規格等に適合するものとする。

- (1) 防爆構造
  - (2) 国際電気標準会規格(IEC)60950-1
  - (3) 日本産業規格(JIS)C6950-1
  - (4) 国際電気標準会規格(IEC)62368-1
  - (5) 日本産業規格(JIS)C62368-1
- 2 可搬式制御機器を用いて給油許可等を行うことができる範囲は、許可申請時に添付している図面のとおりとする。
  - 3 可搬式制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。
  - 4 可搬式制御機器を用いて給油許可等を行う従業員は、乙種四類又は甲種の危険物取扱者免状保有者とする。
  - 5 可搬式制御機器を使用する場合は、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。
  - 6 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。
  - 7 所長は、火災等の災害発生時における応急対応(給油停止や緊急通報)を含めた可搬式制御機器による給油許可を行う上で必要な教育及び訓練を実施しなければならない。